

別記第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	許可等管理システム情報管理業務
実施機関の名称	北海道警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課、函館方面本部生活安全課、旭川方面本部生活安全課、釧路方面本部生活安全課、北見方面本部生活安全課、各警察署（64署）
個人情報ファイルの利用目的	生活安全部保安課が所掌する許認可業務に係る申請及び届出等の事務を適正に処理するために利用する。
記録項目	1 関係者ID、2 受付番号、3 法人チェック、4 本籍市町村コード、5 本籍、6 住所市町村コード、7 住所、8 氏名、9 氏名よみがな、10 生年月日、11 電話番号、12 職業、13 関係者種別、14 在留カード番号等、15 会社法人等番号、16 法人代表者、17 前科照会作成、18 総合照会作成、19 行政処分歴照会作成、20 指示処分歴照会作成、21 異名
記録範囲	銃砲関係、火薬関係、風俗営業関係、インターネット異性紹介業関係、闘犬関係、質屋営業関係、古物営業関係、警備業関係、探偵業関係、金くず関係、事前相談の申請及び届出等をした者
記録情報の収集方法	申請者等から提出された法令等で定められた申請等書類による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<ol style="list-style-type: none"> 1 北海道警察本部総務部総務課警察情報センター 〒060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 2 北海道警察函館方面本部警務課 〒040-8511 函館市五稜郭町15番5号 3 北海道警察旭川方面本部警務課 〒078-8511 旭川市1条通25丁目487番地の6 4 北海道警察釧路方面本部警務課 〒085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1 5 北海道警察北見方面本部警務課 〒090-8511 北見市青葉町6番1号 6 札幌方面中央警察署警務課 〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目4番地 7 札幌方面東警察署警務課 〒065-0016 札幌市東区北16条東1丁目3番15号 8 札幌方面西警察署警務課 〒063-0032 札幌市西区西野2条5丁目3番60号 9 札幌方面南警察署警務課 〒064-0929 札幌市中央区南29条西11丁目1番1号 10 札幌方面北警察署警務課 〒001-0024 札幌市北区北24条西8丁目2番20号 11 札幌方面白石警察署警務課 〒003-0803 札幌市白石区菊水3条5丁目4番2号 12 札幌方面豊平警察署警務課 〒062-0907 札幌市豊平区豊平7条13丁目1番15号 13 札幌方面厚別警察署警務課 〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5番20号

- 14 札幌方面手稲警察署警務課
〒006-0011 札幌市手稲区富丘1条4丁目3番1号
- 15 札幌方面江別警察署警務課
〒067-0073 江別市弥生町23番地
- 16 札幌方面千歳警察署警務課
〒066-0042 千歳市東雲町5丁目61番地
- 17 札幌方面岩見沢警察署警務課
〒068-0010 岩見沢市10条東2丁目1番地1
- 18 札幌方面栗山警察署警務課
〒069-1513 夕張郡栗山町朝日3丁目115番地11
- 19 札幌方面美唄警察署警務課
〒072-0002 美唄市東1条北7丁目1番1号
- 20 札幌方面滝川警察署警務課
〒073-0023 滝川市緑町1丁目1番12号
- 21 札幌方面赤歌警察署警務課
〒079-1142 赤平市東大町3丁目2番地
- 22 札幌方面芦別警察署警務課
〒075-0031 芦別市南1条東2丁目12番地12
- 23 札幌方面小樽警察署警務課
〒047-0033 小樽市富岡1丁目7番1号
- 24 札幌方面余市警察署警務課
〒046-0015 余市郡余市町朝日町27番地
- 25 札幌方面倶知安警察署警務課
〒044-0011 虻田郡倶知安町南1条東2丁目1番地
- 26 札幌方面岩内警察署警務課
〒045-0013 岩内郡岩内町字高台5番地
- 27 札幌方面伊達警察署警務課
〒052-0031 伊達市館山町10番地22
- 28 札幌方面室蘭警察署警務課
〒050-0083 室蘭市東町4丁目27番10号
- 29 札幌方面苫小牧警察署警務課
〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目5番12号
- 30 札幌方面門別警察署警務課
〒055-0004 沙流郡日高町富川東1丁目4番1号
- 31 札幌方面静内警察署警務課
〒056-0014 日高郡新ひだか町静内古川町1丁目3番22号
- 32 札幌方面浦河警察署警務課
〒057-0024 浦河郡浦河町築地2丁目2番4号
- 33 函館方面函館中央警察署警務課
〒040-0001 函館市五稜郭町15番5号
- 34 函館方面函館西警察署警務課
〒040-0061 函館市海岸町11番27号
- 35 函館方面森警察署警務課
〒049-2311 茅部郡森町字上台町299番地6
- 36 函館方面八雲警察署警務課
〒049-3106 二海郡八雲町富士見町113番地
- 37 函館方面木古内警察署警務課
〒049-0422 上磯郡木古内町字本町550番地3
- 38 函館方面松前警察署警務課
〒049-1512 松前郡松前町字福山164番地
- 39 函館方面江差警察署警務課
〒043-0042 檜山郡江差町字上野町30番地

- 40 函館方面せたな警察署警務課
〒049-4512 久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17
- 41 函館方面寿都警察署警務課
〒048-0406 寿都郡寿都町字渡島町82番地
- 42 旭川方面旭川中央警察署警務課
〒070-8521 旭川市6条通10丁目2231番地1
- 43 旭川方面旭川東警察署警務課
〒078-8211 旭川市1条通25丁目487番地の6
- 44 旭川方面士別警察署警務課
〒095-0015 士別市東5条5丁目1番地
- 45 旭川方面名寄警察署警務課
〒096-0032 名寄市西2条北1丁目1番地1
- 46 旭川方面枝幸警察署警務課
〒098-5807 枝幸郡枝幸町本町705番地2
- 47 旭川方面稚内警察署警務課
〒097-0005 稚内市大黒1丁目6番48号
- 48 旭川方面富良野警察署警務課
〒076-0022 富良野市若葉町11番1号
- 49 旭川方面深川警察署警務課
〒074-0005 深川市5条1番12号
- 50 旭川方面留萌警察署警務課
〒077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号
- 51 旭川方面羽幌警察署警務課
〒078-4104 苫前郡羽幌町南4条4丁目13番地
- 52 旭川方面天塩警察署警務課
〒098-3303 天塩郡天塩町新栄通9丁目
- 53 釧路方面釧路警察署警務課
〒085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1
- 54 釧路方面厚岸警察署警務課
〒088-1151 厚岸郡厚岸町真栄1丁目7番地
- 55 釧路方面弟子屈警察署警務課
〒088-3211 川上郡弟子屈町中央2丁目9番28号
- 56 釧路方面根室警察署警務課
〒087-0009 根室市弥栄町1丁目17番地
- 57 釧路方面中標津警察署警務課
〒086-1105 標津郡中標津町西5条南1丁目2番地4
- 58 釧路方面池田警察署警務課
〒083-0023 中川郡池田町字西3条6丁目10番地の1
- 59 釧路方面本別警察署警務課
〒089-3334 中川郡本別町北1丁目4番地20
- 60 釧路方面帯広警察署警務課
〒080-0031 帯広市西1条北1丁目1番地
- 61 釧路方面新得警察署警務課
〒081-0014 上川郡新得町4条南6丁目1番地2
- 62 釧路方面広尾警察署警務課
〒089-2624 広尾郡広尾町並木通東1丁目2番地3
- 63 北見方面北見警察署警務課
〒090-0018 北見市青葉町6番1号
- 64 北見方面遠軽警察署警務課
〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北5丁目1番地40
- 65 北見方面網走警察署警務課
〒093-0006 網走市南6条東5丁目1番地の1

	66 北見方面美幌警察署警務課 〒092-0031 網走郡美幌町字大通南1丁目19番地
	67 北見方面斜里警察署警務課 〒099-4113 斜里郡斜里町本町43番地6
	68 北見方面紋別警察署警務課 〒094-0013 紋別市南が丘町1丁目5番16号
	69 北見方面興部警察署警務課 〒098-1605 紋別郡興部町字興部755番地の3
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 北海道警察本部総務部総務課警察情報センター (所在地) 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。